

子育て女性起業支援助成金

12歳以下の子供と同居し、一定の地域に居住している女性が、起業した場合に助成を受けられるのが「子育て女性起業支援助成金」

【一定の地域】

- 有効求人倍率が全国平均を下回る以下の地域（27道府県）
 - ・兵庫、京都、奈良、和歌山
 - ・北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
 - ・茨城、埼玉、千葉
 - ・鳥取、島根
 - ・徳島、愛媛、高知
 - ・福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

【受給できる額】

- 創業に要した費用（対象経費）の「3分の1」（最大200万円）

＜対象経費の例＞

- 法人設立の準備にかかる経費
 - ・金融機関への出資金払込事務委託手数料
 - ・経営コンサルタントへの相談経費

※資本金、登録免許税、収入印紙、定款認証料、謄本手数料等は対象外

●運営経費

- ・事務所、店舗、駐車場等の賃借料
- ・電気工事、設備工事、看板設置等の内外装工事に係る経費
- ・机、金庫、厨房機器、空調設備等の設備、機械、機器、備品、車両等の動産購入費
- ・フランチャイズ加盟金、営業権等の購入費
- ・パソコン、什器備品類、車両等動産のリース料
- ・各種団体の所属会費（所属しなければ法人等の運営が困難となる団体に限る）

※人件費に相当すると認められる費用、社会保険料、福利厚生費用、原材料、商品等の購入費用、消耗品の購入費用、水道光熱費、業務中の旅費交通費、敷金、保証金等は対象外

●職業能力開発経費

- ・資格取得のための講習、研修会等の受講費用

- 雇用管理の改善に要した経費
 - ・労働者の募集、就業規則の策定に係る経費

- 両立支援に要する経費
 - ・ベビーシッターや託児施設等の利用料（12歳以下の子どもに対するものに限る）

※その他、事業の運営に要したものが否かが明確でないもの、購入契約後解約されたもの、事業主が私的目的のために要したと認められるもの、資本的に密接な関係にある者との取引にかかる費用、広告宣伝のための費用なのか消耗品等なのか不明確なもの等は対象外となる

※「法人等設立事前届」の提出日以降に支払いの契約が行われた経費が対象となる

※納品書、契約書、領収書等がない場合等、購入及び支払の事実等が確認できない場合は助成の対象とならない

【主な受給の要件】

- 雇用保険の被保険者であった期間が「5年以上」
- 「12歳以下」の子どもと同居している
- 一定の地域に居住している
- 法人等を設立する前に「法人等設立事前届」をハローワーク等へ提出している
- 女性起業者が専ら当該法人等の業務に従事する
- 女性企業者が出資し、代表者である
- 法人等の設立後「3ヵ月以上」事業を行っている
- 法人等の設立後「1年以内」に雇用保険の一般被保険者となる労働者を雇用し、相当期間雇用することが確実に認められる

【受給の期間】（1/2ずつ2回に分けて申請）

- 雇用保険の適用事業主となった日の翌日から起算して「3ヵ月を経過」する日以降、「1ヵ月以内」に「第1回目の支給申請」を行う
- 雇用保険の適用事業主となった日の翌日から起算して「6ヵ月を経過」する日以降、「1ヵ月以内」に「第2回目の支給申請」を行う

※第1回目の支給申請がなされていない場合は、第2回目の支給申請はできない

創業を検討されている対象となる女性の方は、創業前に是非ご検討ください